

新潟市人権教育・啓発推進計画の事務局案（新旧対照表）

現行計画	見直し案	備考
<p><b>1 女性</b></p> <p>現在も女性は女性であることを理由に差別や不平等、不利益なことがあります。その根底には固定的性別役割分担意識があり、それが女性の生きづらさにつながっています。</p> <p>1985（昭和60）年にわが国も批准した「女子差別撤廃条約」では「(男女の)区別は差別である」と明確に規定し、「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要である」としています。</p> <p>また、1995（平成7）年の第4回世界女性会議を契機に、DVや性暴力等の「女性への暴力」が女性への重大な人権侵害であることが確認され、その根絶に向けた動きが世界的な潮流となっています。</p> <p>日本では「男女共同参画社会基本法」や「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が公布・施行されていますが、DVと虐待との関連性も明らかになるなど、「女性問題」は女性に対する差別だけでなく、子どもや高齢者等の弱者に対する人権侵害であり、さらに「男性問題」でもあることが指摘されています。</p>	<p><b>1 女性</b></p> <p><u>&lt;現状&gt;</u></p> <p>現在も女性は女性であることを理由に差別や不平等、不利益なことがあります。その根底には固定的性別役割分担意識があり、それが女性の生きづらさにつながっています。</p> <p>1985（昭和60）年にわが国も批准した「女子差別撤廃条約」では「(男女の)区別は差別である」と明確に規定し、「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要である」としています。</p> <p>また、1995（平成7）年の第4回世界女性会議を契機に、DVや性暴力等の「女性への暴力」が女性への重大な人権侵害であることが確認され、その根絶に向けた動きが世界的な潮流となっています。</p> <p>我が国では、これまでに<u>「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」</u>、<u>「男女共同参画社会基本法」</u>、そして2015（平成27）年には<u>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」</u>が施行されています。また、女性に対する暴力に関しては、<u>「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」</u>が</p>	

<p>本市では、1983（昭和58）年に婦人問題総合窓口を設置して以来、市民参画のもと男女平等に関する取組を進めてきました。そして、2005（平成17）年に「男女の人権の尊重」、「社会制度・慣行についての配慮」、「政策や方針決定の場への男女共同参画」、「家庭生活と社会生活の両立」、「男女の健康と権利」、「国際協調」を基本理念とした「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく行動計画により、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進しています。</p> <p>今回調査では、「女性に対する人権侵害だと思うこと」に対し、前回調査と同様に「職場における男女の待遇の違い」の回答が5割、「男女の固定的な性別役割分担意識を押し付ける」の回答が4割となっていることから、依然として性別役割意識が根強くあることがうかがえます。また、「女性の権利を守るために必要なこと」に対し、回答率は減少したものの「仕事と家事や育児・介護などを</p>	<p><u>制定され、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた様々な立法的な措置が講じられています。</u></p> <p>新潟市では、1983（昭和58）年に婦人問題総合窓口を設置して以来、市民参画のもと男女平等に関する取り組みを進めてきました。そして、2005（平成17）年に「男女の人権の尊重」、「社会制度・慣行についての配慮」、「政策や方針決定の場への男女共同参画」、「家庭生活と社会生活の両立」、「男女の健康と権利」、「国際協調」を基本理念とした「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく行動計画により、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進しています。</p> <p><u>また、2011（平成23）年には「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を策定し、翌年、配偶者暴力相談支援センターを開設するなど、DVに関する相談から保護・自立まで切れ目のない総合的な支援を実施してきました。</u></p> <p><u>さらに、2018（平成30）年には、女性活躍推進法に基づく「新潟市女性活躍推進計画」を策定しています。</u></p> <p>平成30年調査では、「女性に対する人権侵害だと思うこと」に対し、平成25年調査と同様に「職場における男女の待遇の違い」の回答が5割を占めるとともに、次いで「男女の固定的な性別役割分担意識を押し付ける」の回答が4割となっていることから、依然として性別役割意識が根強くあることがうかがえます。また、「セクシュアル・ハラスメントや性暴力の被害者になること」の回答</p>
---	---

両立できる環境の充実の回答が5割を超えています。

が4割と、平成25年調査比大幅増となっています。また、「女性の人権を守るために必要なこと」の設問では、「仕事と家事や育児・介護などを両立できる環境の充実」を挙げる人が6割で他の回答を大きく引き離しています。

#### <課題>

男女の人権の尊重と男女共同参画については理解が進む一方、職場をはじめとした様々な場面において、固定的性別役割分担意識に起因する多くの問題が発生し、社会問題にもなっています。特に、女性差別、DV、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなど女性をめぐる様々な人権問題の解消は大きな課題となっています。

また、国による働き方改革が進められる中、男女が共に働きやすい職場環境の整備に向けて、ワーク・ライフ・バランスの意識醸成や啓発をより一層進める必要があります。

#### <施策の方向性>

引き続き職場や家庭、地域などあらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる社会の実現をめざし、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」を拠点に、講座の開催や情報の収集・提供、また情報紙による啓発活動に取り組むほか、「女性がいきいきと働くまち」を目指し、環境の整備と支援を進めています。

また、女性が抱える問題の解決や自立支援など、各種相談機関が連携し取り組んでいます。

これらの状況を踏まえ、引き続き職場や家庭、地域などあらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる社会の実現をめざし、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」を拠点に、講座の開催や情報の収集・提供、また情報紙による啓発活動に取り組んでいきます。

	<p><u>援が受けられるようDV相談窓口の周知を図ります。加えて、DVやデートDVを未然に防ぐため、これらが重大な人権侵害であることについての若年層への啓発をより一層充実させ、DVを容認しない社会づくりを推進します。</u></p>
<b>2 子ども</b>	<p><b>2 子ども</b>  <b>&lt;現状&gt;</b></p> <p>「児童の権利に関する条約」は、1989（平成元）年に国連において採択され、1994（平成6）年に<u>我が国においても批准しました。これまで20年あまりが経過しましたが、この間も、核家族化の進行による家族規模の縮小、地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立感の増大や経済状況による貧困等を背景に、児童虐待の相談・通告件数が全国的に増加しているほか、いじめ、不登校等の社会問題が発生しているなど、子どもが育つ環境は一層厳しいものになっています。</u></p> <p><u>2010（平成22）年に示された第3回国連子どもの権利委員会の総括所見の中でも、子どもに対する暴力や体罰の禁止、教育への権利、社会的養護の充実等について、日本政府に対し勧告がなされています。</u></p> <p><u>こうした中、2011（平成23）年に民法が改正され、親権停止制度が創設されるとともに、親権喪失や管理権喪失の原因も見直され、子の利益が害されている場合に親権が制限され得ること</u></p>
	<p>(全部削除)</p> <p>(全部削除)</p>

<p><u>が明確にされました。</u></p> <p><u>また、同年には、すべての子どもと家庭のための子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要であることから、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会により「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、家庭的養護を推進していくことなどの方向性が示されました。</u></p> <p><u>子どもは一人ひとりがかけがえのない価値と尊厳をもった人間であり、子どもにとって権利とは、人間としての尊厳をもって自己実現し、自分らしく生きていくために必要不可欠なものであるばかりか、子どもはその権利が保障されるなかで、豊かな子ども期を経て成長することができると考えられます。また、子ども自身が権利について学ぶことや行使することを通じて、子どもは権利についての認識を深め、権利を実現する力や他の者の権利を尊重する力を身につけることができるといえます。</u></p> <p><u>本市では、学校教育を通じて児童生徒の人権尊重の精神を育成し、人権教育、同和教育を行うた</u></p>	<p>(全部削除)</p> <p><u>2016（平成28）年に「児童福祉法」が改正され、子どもが権利の主体であることが明確になるとともに、児童虐待の予防と発生時の迅速・的確な対応、家庭的養護の促進の方向性が示されました。</u></p> <p><u>子どもは一人ひとりがかけがえのない価値と尊厳をもった人間であり、子どもにとって権利とは、人間としての尊厳をもって自己実現し、自分らしく生きていくために必要不可欠なものです。子どもはその権利が保障されるなかで、豊かな子ども期を経て成長することができると考えられます。また、子ども自身が権利について学ぶことや行使することを通じて、子どもは権利についての認識を深め、権利を実現する力や他の者の権利を尊重する力を身につけることができるといえます。</u></p> <p><u>新潟市では、人権教育の中で子どもの権利について考え、理解を深めるため、「児童の権利に関する</u></p>	
---	---	--

め、子どもの権利について考えさせ理解を深めるために小学校1年生、4年生、中学校1年生を対象に「子どもの権利条約」パンフレットを配布しています。さらに、小学校4年生を対象にして、このパンフレットに応募用紙を折り込み、「人権の大切さ」をテーマにしたイラストを募集しています。入賞作品は、市内の数会場で展示を行い、児童の描くイラストを通じて市民にも人権尊重の意識を高めてもらう取組を行っています。

また、将来を担う子どもの健やかな育ちを守り、子どもの最善の利益を確保するため、様々な子ども・子育て支援に総合的に取り組んでおり、子どもの人権を侵害し、心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える児童虐待については、児童虐待防止推進月間の「オレンジリボンキャンペーン」をはじめ、市民への広報啓発を行うほか、児童虐待防止ネットワークの強化を図り、子どもを取り巻く全ての人々と連携した支援体制のもとで発生予防・早期発見・早期対応に努めています。

今回調査では、「日本の社会には、人権に関する課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、前回調査と同様「子どもの人権」との回答が4割となり、市民の関心の高さがあらわれています。また、「子どもに対する人権侵害だと思うこと」に対し、「子ども同士の暴力、仲間はずれ、無視などのいじめ」、「親・同居者による虐待・ネグレクト(※10)」の回答がそれぞれ5割、「いじめを見て見ぬふりをする」

る条約」のパンフレットを活用した教育を実践しています。

(施策の方向性に移動)

平成30年調査では、「日本の社会には、人権に関する課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、「子どもの人権」との回答が5割となり、市民の関心の高さがあらわれています。また、「子どもに対する人権侵害だと思うこと」に対し、「子ども同士の暴力、仲間はずれ、無視などのいじめ」、「親・同居者・親族による虐待」の回答がそれぞれ5割、「親・同居者のしつけと称する体罰」の回答が4割、「い

の回答が4割となっています。「子どもの人権を守るために必要なこと」に対しては、前回調査と同様「他人への思いやりの心を育む」の回答が5割、「予防・解決・救済策の充実」の回答が4割となっています。

いじめを見て見ぬふりをする」の回答が3割となっています。「子どもの人権を守るために必要なこと」に対しては、平成25年調査と比べると、「予防・解決・救済策の充実」や「相談・支援体制の充実」の回答率が増加して、それぞれ4割前後となり、「他人への思いやりの心を育む」の回答率は減少したものの、4割となりました。

#### ＜課題＞

子どもの人権を守るためにには、複雑化、多様化する子どもが抱える問題の背景をしっかりと捉え、子どもを一人の人間として尊重し、社会全体が一体となって解決に取り組むことが大切です。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

#### ＜施策の方向性＞

新潟市では、一人ひとりの子どもがすこやかに成長できる社会の実現を目的に2015（平成27）年に「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来応援プラン）」を策定しました。妊娠から出産・子育てまで、切れ目ない支援に取り組みます。2018（平成30）年には、「新潟市子どもの貧困対策推進計画（子どもの未来応援プラン）」を策定しました。すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、未来に夢と希望をもって健やかに成長し、将来、豊かな人

<p>これらの状況を踏まえ、いじめについては、子どもの人権に関わる重要な問題であり、学校のみならず家庭や地域等社会全体で取り組むことが大切であり、これからも子どもを人権侵害から守る取組の中で、人権教育の一層の充実を図っていきます。</p> <p>このため、本市では「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（2013（平成25）年）に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ組織的に推進するために、2014（平成26）年、「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。</p>	<p>間関係のもとで自立した生活が営めるよう、地域全体で子どもと家庭を見守り支える社会の実現を目指します。</p> <p>また、子どもの人権を侵害し、心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える児童虐待については、児童虐待防止推進月間の「オレンジリボンキャンペーン」をはじめ、市民への広報啓発を行うほか、児童虐待防止ネットワークの強化を図り、子どもを取り巻く全ての人々と連携した支援体制のもとで発生予防・早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>いじめについては、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づくいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ組織的に推進するための「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」を内容の充実を図り、実効性をより高めるため、2017（平成29）年に見直しを行いました。また、2018（平成30）年には、「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック」を作成し、市内全教職員に配付し、初期対応の充実を図りました。いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組みます。</p>
---	---

<p>また現在、「新潟市いじめSOS」などの電話相談体制の整備や、「スクールカウンセラー(※11)」の全中学校配置、学校における生徒指導体制や教育相談体制の整備を図るとともに、関係者や関係機関が連携して対応できるように、各中学校区単位で連絡協議会の開催を実施しています。不審者から子どもを守る活動の推進については「<u>セーフティ・スタッフ(※12)</u>」をはじめとした保護者や地域住民との連携、警察や関係機関との連携、不審者情報のメール配信などを進め、より迅速・正確な連絡体制の確立に努めます。</p> <p>さらに、子どもや家庭が抱える背景が多様化・複雑化するなか、児童虐待などにより家庭での適切な養育を受けられない子どもが増加しており、社会全体で公的責任をもって養育し、保護する必要があることから、より家庭的な養育環境において安定した愛着関係を育み、親子関係の再構築に向けた支援を行うため、里親等の家庭的養護を優先するとともに、施設養護において<u>小規模単位の養育環境を整備するなど</u>、社会的養護の充実を目指します。</p>	<p>また、「新潟市いじめSOS」などの電話相談体制の整備や、「スクールカウンセラー(※11)」の全中学校配置、学校における生徒指導体制や教育相談体制の整備を図るとともに、関係者や関係機関が連携して対応できるように、各中学校区単位で連絡協議会の開催を実施しています。不審者から子どもを守る活動の推進については「<u>子ども見守り隊</u>」をはじめとした保護者や地域住民との連携、警察及びスクールガードリーダーや関係機関との連携、不審者情報のメール配信などを進め、より迅速・正確な連絡体制の確立に努めます。</p> <p>さらに、子どもや家庭が抱える背景が多様化・複雑化するなか、児童虐待などにより家庭での適切な養育を受けられない子どもが増加しており、社会全体で公的責任をもって養育し、保護する必要があることから、より家庭的な養育環境において安定した愛着関係を育み、親子関係の再構築に向けた支援を行うため、里親等の家庭的養育を優先するとともに、施設養育においては<u>小規模化・地域分散化・高機能化を進めるなど</u>、社会的養護の充実を目指します。</p>	
---	---	--

### 3 高齢者

今後、団塊の世代が高齢者となり更なる高齢化の進展に伴い、介護などの福祉サービスを必要とする高齢者が更に増加することが予想されることから、今後も一層の高齢者施策を推進するとともに、一人ひとりの人権が尊重され、高齢者も差別を受けることなくいきいきと自立した生活を営み、お互いに支え合って暮らせる社会の実現をめざして取組を推進していくことが求められています。

本市では、2006（平成18）年、2009（平成21）年および2012（平成24）年に「新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活が続けられるよう、生きがいづくりと介護予防を推進するとともに、介護・生活支援サービスの基盤整備を図るなど、明るく安心して暮らせるまちづくりを進め、市民全体で支えあう地域社会の創造をめざしてきました。

2000（平成12）年には介護保険制度が始まり、「措置から契約へ」と高齢者が自らの選択に基づき、利用者本位のサービスが提供される方式に転換されましたが、サービス提供の場では、介護を必要とする高齢な利用者とサービス提供者が必ずしも対等な立場にないケースも想定され、サービス利用者側の権利が軽視・無視されることも懸念されました。

### 3 高齢者

#### ＜現状＞

今後、団塊の世代が高齢者となりさらなる高齢化の進展に伴い、介護などの福祉サービスを必要とする高齢者が更に増加することが予想されることから、今後も一層の高齢者施策を推進するとともに、一人ひとりの人権が尊重され、高齢者も差別を受けることなくいきいきと自立した生活を営み、お互いに支え合って暮らせる社会の実現を目指して取り組みを推進していくことが求められています。

新潟市では、介護保険制度が施行された2000（平成12）年より「新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに改訂し、高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、支えあいによる生活支援や疾病・介護予防を推進するとともに、介護サービス基盤の整備・充実を図り、自分らしく安心して暮らせる健康長寿のまちを目指してきました。

介護保険制度が施行され、「措置から契約へ」と高齢者が自らの選択に基づき、利用者本位のサービスが提供される方式に転換されましたが、サービス提供の場では、介護を必要とする高齢な利用者とサービス提供者が必ずしも対等な立場にないケースも想定され、サービス利用者側の権利が軽視・無視されることも懸念されました。

また、高齢化の進展が一層深刻化するにつれ、高齢者が必要な介護を受けることができない、家庭や施設内で暴力や心理的被害・経済的被害をうけるなどの高齢者虐待が社会問題化しています。高齢者への虐待は発生するケースに複雑な家庭事情なども絡むことが多いために表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきました。

このような中、2006（平成18）年には、高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が制定され、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援について定められ、高齢者虐待に対応できる体制の整備が進められています。本市においても、2007（平成19）年度に「新潟市高齢者虐待防止マニュアル」を策定し、2012（平成24）年度には内容や報告様式などの改訂を行い、より適切な対応ができるよう周知・体制づくりの整備を進めています。

今回調査では、「高齢者に対する人権侵害だと思うこと」に対し、前回調査に比べ回答率は減少したもの、「経済的自立が困難」の回答が4割、「働ける場所や能力を發揮する機会が少ない」の回答が3割と、「邪魔者扱いしたり、暴言、暴力を振るう」の回答が前回調査と同様に4割となっていま

また、高齢化の進展が一層深刻化するにつれ、高齢者が必要な介護を受けることができないことや、家庭や施設内で暴力や心理的被害・経済的被害をうけるなどの高齢者虐待が社会問題化しています。高齢者への虐待は発生するケースに複雑な家庭事情なども絡むことが多いために表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきました。

このような中、2006（平成18）年には、高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が制定され、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援について定められ、高齢者虐待に対応できる体制の整備が進められています。新潟市においても、2007（平成19）年度に「新潟市高齢者虐待防止マニュアル」を策定し、2012（平成24）年度、2019（令和元）年度にそれぞれ内容や報告様式などを改訂し、より適切な対応ができるよう周知・体制づくりの整備を進めています。

平成30年調査では、「高齢者に対する人権侵害だと思うこと」に対し、「経済的自立が困難」、「悪徳商法や特殊詐欺の被害者が多いこと」の回答がそれぞれ4割となっています。また、平成25年調査に比べ回答率は減少したものの、「働ける場所や能力を發揮する機会が少ない」、「邪魔者扱い

す。また、「高齢者的人権を守るために必要なこと」に対し、前回調査と同様「自立して生活できる環境」の回答が5割を超え、「相談・支援体制の充実」の回答が4割となっています。

されたり、暴言、暴力を振るわれる」の回答がそれぞれ3割となっています。また、「高齢者的人権を守るために必要なこと」に対し、平成25年調査と同様に「自立して生活できる環境」の回答が5割を超え、「相談・支援体制の充実」の回答が4割となっています。

#### ＜課題＞

経済的自立を図るため、年を重ねても働く場所や能力を発揮できる環境の確保が求められています。また、高齢者を様々な消費者被害から守るために、さら異なる相談・支援体制の充実が求められています。

#### ＜施策の方向性＞

高齢者が年齢により差別されることなく、働く場所が確保され、かつ能力が発揮でき、経済的に自立できる社会の実現を目指します。

これらの状況を踏まえ、高齢者が年齢により差別されることなく、働く場所が確保され、かつ能力が発揮でき、経済的に自立できる社会の実現を目指します。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えることにより、高齢者の孤独死や自殺、高齢者に対する悪質商法や詐欺事件なども年々増加していることから、今後も高齢者世代同士も含めたすべての世代が支えあい、高齢者自身も自らの人権を認識し自立した生活が継続できるよう、豊かな長寿社会の実現を目指します。

さらに、高齢者的人権を尊重し、虐待などの人権侵害を未然に防ぐためには、行政だけでなく介護・福祉サービス事業者等や市民と関係機関が相

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えることにより、高齢者の孤独死や自殺、高齢者の3つの大きな不安である「健康」、「お金」、「孤独」をきっかけとした消費者トラブルが増加していることから、今後も高齢者世代同士も含めたすべての世代が支えあい、高齢者自身も自らの人権を認識し自立した生活が継続できるよう、豊かな長寿社会の実現を目指します。

さらに、高齢者的人権を尊重し、虐待などの人権侵害を未然に防ぐためには、行政だけでなく介護・福祉サービス事業者等や市民と関係機関が相

互連携した早期発見・対応が重要であり、人権意識がさらに根づくよう関係者への研修の充実や相談体制の整備・連携の強化に努めていきます。	互連携した早期発見・対応が重要であり、人権意識がさらに根づくよう関係者への研修の充実や相談体制の整備・連携の強化に努めていきます。	
---	---	--

#### 4 障がい者

本市では、2007（平成19）年に「新潟市障がい者計画」、2012（平成24）年に「第2次新潟市障がい者計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指して障がい者施策に取り組んでいますが、障がいの重度化・重複化、障がい者本人や家族等の高齢化が進むなど新たな課題も生じています。

また、これまでに障がい者に関する法制度も大きく変化しており、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした障害者権利条約が2006（平成18）年に国連総会において採択されてから、国は条約を締結するため、労働・教育・福祉など様々な国内法の整備を行いました。

2011（平成23）年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、同年8月には「障害者基本法」の改正があり、2012（平成24）年6月には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が制定され、同年7月には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支

#### 4 障がい者

##### <現状>

（現状の項目の下部に移動）

障がい者に関する法制度は大きく変化しており、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が2006（平成18）年に国連総会において採択されてから、国は条約を締結するため、労働・教育・福祉など様々な国内法の整備を行いました。

2011（平成23）年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定、「障害者基本法」の改正があり、2012（平成24）年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（制定時は「障害者自立支援法」、2012（平成14）年改正で「障害者総合支援

援教育の推進（報告）」がまとめられました。

さらに、2013（平成25）年には「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定が行われました。

今回調査では、「日本の社会には、人権に関する課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に关心がありますか」に対し、前回調査と同様「障がい者に対する人権」との回答が5割と、市民の関心の高さがあらわれています。また、「障がい者に対する人権侵害だと思うこと」に対し、前回調

法」が制定され、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」がまとめられました。

また、2013（平成25）年には「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正されるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

さらに、2018（平成30）年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」が施行され、障がい者が個性や能力を発揮し、社会に積極的に参加できる機会の創出に向けた動きが盛んになっています。

新潟市では、2007（平成19）年に「新潟市障がい者計画」、2012（平成24）年に「第2次新潟市障がい者計画」、2015（平成27）年に「第3次新潟市障がい者計画」を策定し、さらに2016（平成28）年には「共生条例」を施行し、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指して障がい者施策を推進しています。

平成30年調査では、「日本の社会には、人権に関する課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に关心がありますか」に対し、平成25年調査と同様に「障がい者に対する人権」との回答が5割を超える、市民の関心の高さがあらわれています。また、「障がい者に対する人権侵害だと思うこと」に対し、前回調

査と同様「働く場所や機会が少なく不利益な条件も多い」、「理解が不十分である」の回答が5割を超えていました。「障がい者の人権を守るために必要なこと」に対しては、前回調査と同様「就業機会の確保」、「相談・支援体制の充実」の回答がいずれも4割となっています。

こと」に対し、平成25年調査と同様に「働く場所や機会が少なく不利益な条件も多い」、「理解が不十分である」の回答が5割を超えていました。また、「障がい者の人権を守るために必要なこと」に対しては、平成25年調査と同様に「相談・支援体制の充実」、「就業機会の確保」の回答がいずれも4割近くとなっています。障がい者への就労支援と、理解・促進に係る部分について課題があると考える方が多いことが分かりました。

#### <課題>

共生条例が施行後3年経過しましたが、市内で行った街頭アンケートによれば、その認知度は28.4%と低く、認知度の向上が喫緊の課題となっています。共生条例の趣旨等を知らないことは、共生条例が禁止している障がいを理由とした不利益な取り扱いや合理的配慮を行わない差別を認識できない可能性があります。また、差別相談専門窓口による早期のアプローチが行えず、事態が深刻化する可能性もあります。こうした事態を防ぐために、共生条例の趣旨や内容、障がい者差別相談の専門窓口の存在について、一人でも多くの市民の方から知っていただく必要があります。

#### <施策の方向性>

障がいのある人の人権については、障害者権利条約に日本が批准し、2014（平成26）年2月19日より条約が日本において効力を生じることになったことにより、障がいを理由とする差別

我が国が「障害者権利条約」を批准し、障がい者の権利に関する各種の法整備により、障がいを理由とする差別の解消などが進んでいますが、社会全体の課題として共生社会づくりに取り組んで

<p>の解消などが進むと考えられますが、本市においても、障がい者差別の解消を目的とした市独自の条例の制定に向け、不当な差別的対応や合理的配慮の不提供を禁止することや、差別解消を図る周知啓発や研修を行うことを検討しています。</p> <p>就業機会の確保や雇用の促進については、<u>障害者優先調達推進法に基づき</u>、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための市の方針を定め、障がい者就労施設等からの受注機会及び民間企業における雇用や就職機会の拡大を図ります。</p> <p>また、障がい者就業支援センターにおいて、就労を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を実施し、雇用率の向上を図ります。</p> <p>相談・支援体制の充実については、現在8区に設置した委託相談支援事業所を、4か所に統合し、総合的な相談支援の窓口である基幹型相談支援センターとして再編し、相談支援の質の向上や継続支援の確保を図ります。</p> <p><u>2015（平成27）年度から2020（平成32）年度を計画期間とする第3次新潟市障がい者計画においては、条約や市独自の条例の主旨に鑑み、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない「共に生きる社会」の実現を目指し、施策の充実に努めます。</u></p>	<p>いく必要があります。市内4ヶ所に設けた基幹相談支援センターと連携して差別解消に向けて取り組むとともに、障がい福祉に従来関わりのなかつた市民に対する理解・促進事業も積極的に推進していきます。</p> <p>就業機会の確保や雇用の促進については、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための市の方針に基づき、障がい者就労施設等からの受注機会及び民間企業における雇用や就職機会の拡大を図ります。</p> <p>また、障がい者就業支援センターにおいて、就労を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を実施し、雇用率の向上を目指します。</p> <p>(施策の方向性の上部に移動)</p>	<p>今後も「障害者権利条約」や「共生条例」の趣旨に鑑み、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない「共に生きる社会」の実現を目指し、施策の充実に努めます。</p>
---	---	---

## 5 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれ、今でも結婚や就職等日常生活上のさまざまな差別を受けている人権上の重大な差別問題です。1965（昭和40）年の「同和対策審議会」において、同和問題の早急な解決は国の責務であり国民的課題であるとされ、1969（昭和44）年の「同和対策事業特別措置法」以来、部落差別をなくすためさまざまな事業が実施されてきました。

しかし、「被差別部落」に対する偏見や差別意識は根強いものがあり、1975（昭和50）年以降、全国の同和地区の所在地や戸数、主な職業などが記載されている「部落地名総鑑」が企業や興信所などに売買され、就職者や婚約者の身元調査に使用され大きな社会問題になりました。

また、2005（平成17）年以降、行政書士や司法書士による戸籍謄本などの不正取得が発覚

## 5 同和問題

### ＜現状＞

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれ、今でも結婚や就職等日常生活の上でのさまざまな差別を受けている人権上の重大な差別問題です。1965（昭和40）年の「同和対策審議会」において、同和問題の早急な解決は国の責務であり国民的課題であるとされ、1969（昭和44）年の「同和対策事業特別措置法」以来、同和対策の特別措置法が2002（平成14）年3月末に失効するまでの33年間、同和問題解決に向けた取り組みが全国で実施されました。2016（平成28）年には、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、地方公共団体は地域の実情に応じた施策の実施に努めることとされました。

しかし、「被差別部落」に対する偏見や差別意識は根強いものがあり、1975（昭和50）年以降、全国の同和地区の所在地や戸数、主な職業などが記載されている「部落地名総鑑」が企業や興信所などに売買され、就職者や婚約者の身元調査に使用され大きな社会問題になりました。

また、2005（平成17）年以降、行政書士や司法書士による戸籍謄本などの不正取得が発覚

し、不正取得された戸籍謄本などが部落差別の身元調査に使われた可能性が大きな社会問題になり、本市でもこうした戸籍謄本などの請求があることが見つかりました。今後、法整備などの対応が求められています。

本市では、1985（昭和60）年に市立高校で部落差別を助長する教師の発言があったとして問題になり、これを本市における同和対策の遅れを示す事件ととらえ、市教育委員会は教職員の同和教育研修などに努めてきました。

市郷土資料館で開催した1989（平成元）年の「新潟の歴史を語る資料100選展」、1991（平成3）年の「昔の新潟を語る地図・写真展」で被差別地区の特定できる古絵図を何の説明を加えないままで展示し、さらに本市のパンフレットなどにも何度もこの古絵図を利用していました。このことは同和問題に関する市民への啓発活動がされていない状況にあっては、差別の拡散や助長につながることから、同和問題に対する認識が不足していたとして「新潟市同和対策基本方針」を定め「同和対策連絡調整会議」を設置し、また本計画に基づく人権教育・啓発施策を推進するため、2009（平成21）年に全庁的に組織する「新潟市人権教育・啓発庁内推進会議」を設置しました。しかし、同年に「奨学金募集要項申請書」の中に人権に配慮を欠く記載欄があったため、募集

し、部落差別の身元調査に使われた可能性が大きな社会問題になり、新潟市でもこうした戸籍謄本などの請求があることが見つかりました。この後、戸籍謄本などの不正取得を抑止すること目的とした本人通知制度が全国に広がり、新潟市も、2018（平成30）年より同制度を導入しています。

新潟市では、1985（昭和60）年に市立高校で教師の部落差別を助長する発言があったとして問題になり、これを新潟市における同和対策の遅れを示す事件ととらえ、市教育委員会は教職員の同和教育研修などに努めてきました。

市郷土資料館で開催した1989（平成元）年の「新潟の歴史を語る資料100選展」、1991（平成3）年の「昔の新潟を語る地図・写真展」で被差別地区の特定につながる古絵図を何の説明を加えないままで展示し、さらに新潟市のパンフレットなどにも何度もこの古絵図を利用していました。このことは同和問題に関する市民への啓発活動がされていない状況にあっては、差別の拡散や助長につながることから、同和問題に対する認識が不足していたとして「新潟市同和対策基本方針」を定め「同和対策連絡調整会議」を設置しました。また、本計画に基づく人権教育・啓発施策を推進するため、2009（平成21）年に全庁的に組織する「新潟市人権教育・啓発庁内推進会議」を設置しました。しかし、同年に「奨学金募集要項申請書」の中に入権に配慮を欠く記載欄が

要項を訂正のうえ配布済み関係書類の差し替えと回収を行い、併せて、全庁の申請書類の確認を行いました。今後も継続して確認を続け、不必要的記載欄をなくすように努めます。

今回調査では、「日本の社会には、人権に関する課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、前回調査と同様「同和地区（被差別部落）出身者に対する人権」との回答が1割と市民の関心が低く、「日本の社会に同和地区（被差別部落）の存在や同和問題を知っているか」に対し、「知っている」の回答率が6割に増えたものの、新設した「身近（新潟県内）の同和地区（被差別部落）の存在や同和問題を知っているか」では「知っている」の回答が2割と、低い結果になりました。また、「同和問題を解決するために必要なこと」に対し、前回調査と同様に「市民一人ひとりが正しい理解を深めるように努力する」の回答が5割、「学校や地域における同和教育」の回答が4割とあり、さらなる人権教育・啓発が必要といえます。「同和問題を知ったきっかけ」に対し、学校の授業で教わった割合は10歳代、20歳代の若い年代で高い数値を示しており、学校

あつたため、募集要項を訂正のうえ配布済み関係書類の差し替えと回収を行い、併せて、全庁の申請書類の確認を行いました。今後も継続して確認を続け、不必要的記載欄をなくすように努めます。

また、2011(平成23)年に、市立学校長を会長とする「新潟市同和教育研究協議会」が結成されました。この会と連携・協働して、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研修、啓発及び実践を推進します。

平成30年調査では、「日本の社会には、人権に関する課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、平成25年調査と同様に、「同和地区（被差別部落）出身者に対する人権」との回答が1割と市民の関心が低く、2016（平成28）年度に施行された「部落差別解消推進法」に対する認知度も「名前だけ知っている」を入れても3割と低い結果でした。一方、第三者による身元調査については9割近くが「すべきでない」とし、「日ごろ、親しく付き合っている人が同和地区の人であることがわかった場合」についても9割の人が「これまでと同じように付き合う」と回答しています。また、「同和問題を解決するために必要なこと」に対し、平成25年調査と同様に「市民一人ひとりが正しい理解を深めるように努力する」の回答が5割近く、「学校や地域における同和教育」の回答が4割あり、引き続き人権教育・同和教育の推進が必要です。「同

<p><u>同和教育が同和問題を知る大きなきっかけになっていることがうかがわれ、今後とも学校での同和教育の重要性が示されているといえます。</u></p>	<p><u>和問題を知ったきっかけ】に対し、学校の授業で教わった割合は10歳代、20歳代の若い年代で高い数値を示しており、学校同和教育が同和問題を知る大きなきっかけになっていることがうかがわれ、今後とも学校での同和教育の重要性を示しています。</u></p>	
<p>これらの状況を踏まえ、同和問題については、「寝た子を起こすな」という考え方方が根強くありますが、同和問題の解決には、こうした認識の解消が必要であり、そのためには厳しい差別の現実に深く学び、そこから被差別者の痛みや悲しみを共有し「差別を許さない」とする共感と連帯の輪をこれからも広げていく必要があります。</p> <p>同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努めるとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協力し人権教育・啓発に取り組みます。</p>	<p>同和問題については、「寝た子を起こすな」という考え方方が根強くありますが、同和問題の解決には、こうした認識の解消が必要であり、そのためには厳しい差別の現実に深く学び、そこから被差別者の痛みや悲しみを共有し「差別を許さない」とする共感と連帯の輪をこれからも広げていく必要があります。</p> <p>同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努めるとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協働して人権教育・啓発に取り組み、市民の人権意識啓発に努め、人権問題や同和問題に対する職員の意識向上を図ります。</p>	

新潟市人権教育・啓発推進計画の事務局案（新旧対照表）

現行計画	見直し案	備考
<p><b>6 外国籍市民等</b></p> <p>国際化が進展する中、本市には<u>4,683人</u>（<u>2014</u>（平成26）年12月末日現在）の外国人住民が暮らしており、全人口に占める構成比は約<u>0.6%</u>となっています。また、日本人であっても、両親のいずれかが外国籍である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがある多様な文化的背景を持つ人々が暮らしています。</p>	<p><b>6 外国籍市民等</b></p> <p><b>&lt;現状&gt;</b></p> <p>国際化が進展する中、新潟市には<u>5,830人</u>（<u>2019</u>（令和元）年5月末日現在）の外国人住民が暮らしており、全人口に占める構成比は約<u>0.7%</u>となっています。また、日本国籍であっても、両親のいずれかが外国籍である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがある多様な文化的背景を持つ人々が暮らしています。</p> <p>国では、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受け入れを図るための「改正出入国管理及び難民認定法（改正入管法）」が平成31年から施行され、新たな外国人材受け入れに伴う生活者としての外国人の支援が図られています。また、外国人材受け入れを拡大する新制度の開始に伴い、「日本語教育の推進に関する法律（日本語教育推進法）」制定され、国や自治体には、国内で暮らす外国人らへの日本語教育を推進することが責務とされました。</p> <p>また、<u>2016</u>（平成28）年には「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、日本に居住している外国出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを扇動するような言動の解消を目的としています。</p>	

<p>こうした市民の中には、言葉や文化、生活習慣の違いなどから、生活に不便をきたしたり、行政サービスを受ける機会を逃すケースが見受けられたり、近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく、社会の中で孤立する場合もあります。</p> <p>今回調査では、「外国籍住民に対する人権侵害だと思うこと」に対し、前回調査と同様「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を求める機会が少ないと感じること」との回答が3割を占めましたが、いずれも回答率は減ってきました。また、今回調査では、新たに「社会保障制度や税金の仕組みなど生活に必要な情報の提供や説明が不十分である」との選択肢を追加したところ、同様に3割の回答がありました。「外国籍住民の人権を守るために必要なこと」に対しては、前回調査と同様「相談の場を増やす」、「相互理解と交流を深める」の回答がいずれも4割となっています。</p>	<p><u>新潟市では、日本語教室や医療通訳体制の支援、災害時の外国人支援体制の整備や留学生と地域との交流に関する事業について重点的に取り組んでいます。</u></p> <p>(課題に移動)</p> <p><u>平成30年調査では、「外国籍市民等に対する人権侵害だと思うこと」に対し、平成25年調査と同様に「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」、「働く場所や能力を発揮する機会が少ないと感じること」、「生活に必要な情報の提供や説明が不十分であること」の回答がそれぞれ3割近くを占めました「外国籍市民等の人権を守るために必要なこと」に対しては、「相談の場を増やす」の回答が4割となっています。「相互理解と交流を深める」の回答は3割ありますが、平成25年調査、平成18年調査よりも急速に減っています。「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度は、「内容をよく知っている」と「ある程度内容を知っている」で1割となっています。</u></p> <p><b>&lt;課題&gt;</b></p> <p><u>外国につながりがある多様な文化的背景を持つ市民の中には、言葉や文化、生活習慣の違いなどから、生活に不便をきたしたり、行政サービスを</u></p>
---	---

<p><u>これらの状況を踏まえ、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生社会」の実現に向か、本市では、「新潟市区外国籍市民懇談会」を通じて意見の把握に努め、施策に反映させ、教育、医療、福祉、住宅、労働など生活全般において、外国籍市民等の人権をできるだけ保障するように努めます。</u></p> <p><u>また、(公財)新潟市国際交流協会や民間団体との連携のもと、文化や生活習慣の違いを理解する国際理解事業を通じて、多様な文化に対する市民の理解を広げるとともに、やさしい日本語や外国語による情報提供、相談体制の充実、日本語講座の開催などを実施し、困難な状況に直面している人々への支援を図るとともに、外国籍市民等が住みやすい環境づくりを進め、地域社会の一員として安心して暮らせるまちづくりを目指します。</u></p>	<p>受ける機会を逃すケースが見受けられたり、近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく、社会の中で孤立する場合があります。</p> <p>「ヘイトスピーチ解消法」の認知度を高める必要があります。</p> <p><b>&lt;施策の方向性&gt;</b></p> <p>国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生社会」の実現に向か、(公財)新潟市国際交流協会や民間団体との連携のもと、文化や生活習慣の違いを理解する国際理解事業を通じて、多様な文化に対する市民の理解を広げるとともに、やさしい日本語や外国語による情報提供、相談体制の充実、日本語講座の開催などを実施し、困難な状況に直面している人々への支援を図り、外国籍市民等が地域社会の一員として安心して暮らせるまちづくりを目指します。</p> <p><u>また、機会をとらえて「ヘイトスピーチ解消法」の認知度を高めるよう市民啓発に取り組みます。</u></p>
---	---

## 7 HIV感染者・ハンセン病患者等

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方で、さまざまな病気に関し正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。特にHIV（※13）／エイズやハンセン病（※14）に対する正しい知識や理解が不足していることから、患者や元患者、感染者、家族等への偏見や差別が依然として残っています。

HIVは、感染力が非常に弱く、感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。また、早期発見と治療をすることで、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させることが可能となっています。

## 7 HIV感染者・ハンセン病患者等

### (1) HIV感染者等

#### <現状>

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方で、さまざまな病気に関し正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。特にHIV（※13）／エイズやハンセン病（※14）に対する正しい知識や理解が不足していることから、患者や元患者、感染者、家族等への偏見や差別は依然として残っています。

HIVは、感染力が非常に弱く、感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。また、早期発見と治療をすることで、エイズの発症を遅らせたり、治療効果を高めたりすることが可能となっています。

世界レベルでエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、世界保健機関（WHO）が世界エイズデーを制定し、世界各国でエイズに関する啓発活動を行っています。

我が国の新規HIV感染者・エイズ患者報告数は2008（平成20）年をピークに年間約1,500件前後で横ばいに推移しています。社会全体で総合的なエイズ対策を実施していくため、エイズ予防指針に基づき効果的な普及啓発や発生動向調査の強化などを推進しています。

エイズ患者・感染者・家族等に対する偏見や差別の解消のため、世界エイズデー関連行事、学校等での健康教育や保健所で実施している無料匿名

<p>今回調査では、「HIV感染者等に対する人権侵害だと思うこと」に対し、「わからない」が4割と最も多く、前回調査に比べても回答率が増えました。また、「HIV感染者等の人権を守るために必要なこと」に対し、回答率は減少したものとの「正しい知識を義務教育の中でも教育する」、「医療体制やカウンセリング体制の充実」との回答が5割となってています。</p>	<p>のエイズ相談・検査等を通じて、人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進を図っています。</p> <p>平成30年調査では、「HIV感染者等に対する人権侵害だと思うこと」に対し、「わからない」が4割と最も多く、平成25年調査に比べても回答率が増えました。また、「HIV感染者等の人権を守るために必要なこと」に対し、回答率は減少したものとの「医療体制やカウンセリング体制の充実」、「正しい知識を義務教育の中でも教育する」との回答が4割を超えていました。</p>	
<p>これらの状況を踏まえ、今後ともHIV感染者などに対する偏見や差別の解消のため世界エイズデー関連行事、中学・高校等の健康教育や保健所で実施している無料匿名のエイズ相談・検査等、さまざまな機会を通じて人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進を図ります。</p> <p>（2）ハンセン病患者等</p> <p>ハンセン病は、病原性の弱い「らい菌」による感染症であり、万一、発病しても適切な治療で完</p>	<p>エイズ患者・感染者・家族等への差別や偏見を解消するため、さまざまな機会を捉え、今後も正しい知識の普及と啓発を継続して行う必要があります。</p> <p>今後ともHIV感染者などに対する偏見や差別の解消のため世界エイズデー関連行事、中学・高校等の健康教育や保健所で実施している無料匿名のエイズ相談・検査等、さまざまな機会を通じて人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進を図ります。</p> <p>（2）ハンセン病患者等</p> <p>ハンセン病は、病原性の弱い「らい菌」による感染症であり、万一、発病しても適切な治療で完</p>	

治することができます。しかし、過去には恐ろしい病気として、患者を強制隔離するという政策が行われたこともありました。この従前の政策などが元患者に対する偏見や差別を招き、誤った認識がなかなか改められませんでした。2003（平成15）年には熊本の温泉ホテルが「他の利用客に迷惑がかかる」としてハンセン病元患者の宿泊を拒否する差別問題がおきるなど、今なお社会に存在する偏見や差別意識がハンセン病元患者に苦痛や苦難を与え、社会復帰を妨げる原因となっています。

元患者に対する偏見や差別の解消のため、ハンセン病に対する正しい知識と理解が得られるよう啓発に努めます。

治することができます。しかし、過去には恐ろしい病気として、患者を強制隔離するという政策が行われたこともありました。この従前の政策などが元患者に対する偏見や差別を招き、誤った認識がなかなか改められませんでした。2003（平成15）年には熊本の温泉ホテルが「他の利用客に迷惑がかかる」としてハンセン病元患者の宿泊を拒否する差別問題がおきるなど、今なお社会に存在する偏見や差別意識がハンセン病元患者に苦痛や苦難を与え、社会復帰を妨げる原因となっています。

#### ＜施策の方向性＞

元患者に対する偏見や差別の解消のため、ハンセン病に対する正しい知識と理解が得られるよう啓発に努めます。

## 8 新潟水俣病被害者

新潟水俣病は、昭和电工鹿瀬工場から阿賀野川へ排水された工場排水に含まれていたメチル水銀が川魚の体内に濃縮蓄積され、それを流域の住民が食べ、体内に取り込まれたことによって起きた公害です。

この新潟水俣病は、流域住民に健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対し、病気を理由とした偏見や差別を生み、地域社会にも深刻な問題をもたらしました。

1995（平成7）年の未認定者救済の政治解決や2009（平成21）年の水俣病被害者救済特別措置法による救済策など国の解決策が行われたものの十分な解決に至らず、水俣病公式確認から50年近く経た今日でも健康被害は続いている、水俣病の認定申請や裁判が提訴されるなど現在も大きな社会問題となっています。

## 8 新潟水俣病被害者

### ＜現状＞

新潟水俣病は、阿賀野川への工場排水に含まれていたメチル水銀が川魚の体内に濃縮蓄積され、それを流域の住民が食べ、体内に取り込まれたことによって起きた公害です。

この新潟水俣病は、流域住民に健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対し、病気を理由とした偏見や差別を生み、地域社会にも深刻な問題をもたらしました。

2013（平成25）年、熊本市及び水俣市で約140か国が出席した外交会議及びその準備会合が開催され、「水銀に関する水俣条約」が全会一致で採択、2017（平成29）年に発効しました。それに伴い、我が国は水俣病の教訓・経験・対策等を引き続き世界に発信するとともに、地域再生に取り組む現在の水俣の姿を内外にアピールし、環境をてこにした地域づくりの取り組みを一層支援していくことを表明しています。

他方、1995（平成7）年の未認定者救済の政治解決や2009（平成21）年の「水俣病被害者救済特別措置法」による救済策など国の解決策が行われたものの十分な解決に至らず、新潟水俣病公式確認から50年以上経た今日でも健康被害の訴えは続いている、水俣病の認定申請や裁判が提起されるなど現在も大きな社会問題となっています。

<p>今回調査では、「新潟水俣病患者（※15）等に関する人権上問題だと思うこと」に対し、「偏見を持つこと」の回答が5割、「十分な救済がされていない」の回答が4割あり、いずれも前回調査に比べ回答率が増え、逆に「わからない」の回答率が減り2割となっています。また、「新潟水俣病患者等の人権を守るために必要なこと」に対し、前回調査と同様「教育・啓発広報活動の推進が必要」、「相談体制の整備」、「生活費や治療費の援助」との回答が4割となっています。</p> <p>今回調査からは、誤った情報が重大な人権侵害につながった新潟水俣病の教訓が十分に活かされているとは、三大阶段言いがたい状況です。</p>	<p>新潟市では、新潟水俣病患者（※15）の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、認定患者や手帳所持者への家庭訪問、申請者医療救済事業、市民講座、地域の環境学習支援事業、職員研修など、健康面・精神面での支援や経済的支援及び新潟水俣病に対する正しい理解の促進に取り組んでいます。</p> <p>平成30年調査では、「新潟水俣病被害者等に関する人権侵害だと思うこと」に対し、「偏見を持たれること」の回答が4割、「十分に救済されていないこと」の回答が3割あり、いずれも平成25年調査に比べ回答率が減少し、逆に「わからない」の回答率が増加し3割となっています。また、「新潟水俣病被害者等の人権を守るために必要なこと」に対し、「相談できる体制を整備する」の回答が4割、「教育・啓発広報活動を推進する」の回答が3割半ば、「生活費や治療費を援助する」の回答が3割といずれも平成25年調査に比べ回答率が減少する一方、「わからない」の回答率が増加し2割半ばとなっています。調査からは、誤った情報が重大な人権侵害につながった新潟水俣病の教訓が十分に活かされているとは、三大阶段言いがたい状況です。</p> <p>＜課題＞</p> <p>平成30年調査では、いずれの調査項目においても「わからない」の回答率が、以前の調査に比べて最もえており、他の回答は総じて減少傾向を示しています。これは新潟水俣病に係る教育・</p>
---	--

<p>本市では、新潟県・関係市町・関係団体と連携し、新潟水俣病の教訓を活かし、これからも人権が尊重される社会の実現に向け、教育・啓発活動などをさらに推進していきます。</p>	<p><u>啓発活動について「わからない」というだけでなく、同病そのものが「わからない」という可能性も考えられるため、今後もより多くの人に水俣病について理解をしてもらう機会を作り、差別や偏見をなくしていく取り組みを継続していくことが重要です。</u></p> <p><b>＜施策の方向性＞</b></p> <p><u>新潟市では、新潟県・関係市町・関係団体と連携し、新潟水俣病の教訓を活かし、これからも人権が尊重される社会の実現に向け、教育・啓発活動などをさらに推進していきます。</u></p>	
---	--	--

(さまざまな人権問題から移動)  
(日本人拉致問題)

## 9 北朝鮮当局による拉致被害者

### <現状>

国連人権理事会では12年連続、国連総会では14年連続で北朝鮮人権状況決議が採択されており、北朝鮮に対して、拉致問題を含む、全ての人権侵害を終わらせる手段を早急に取ることを求めています。

国連安全保障理事会においては、2014（平成26）年、人権状況を含む北朝鮮の状況が包括的に議論されて以降、「北朝鮮の状況」に関する国連安保理会合が4年連続で開催されています。また、日本・アメリカ・韓国・中国・ロシア・北朝鮮の六者会合において、2005（平成17）年に採択された共同声明において、拉致問題を含めた諸懸案事項を解決することを基礎とした、外交を正常化するための措置をとることが、目標の一つとして位置付けられました。

北朝鮮による日本人拉致は犯罪行為であり、かつ国家による許されない人権侵害であることから、国において2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。

2013（平成25）年1月、日本政府は、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、全ての国務大臣からなる新たな「拉致問題対策本

部」を設置しました。

新潟市では、県や関係機関と連携した啓発事業等（県民集会、巡回パネル展、映画「めぐみ」の上映会など）を年間通じて実施しています。

平成30年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に关心がありますか」に対し、「拉致被害者とその家族に対する人権問題」との回答が3割近くとなっています。年代別では、若い年代で関心が低く、年代が高くなるに連れて関心が高くなっています。自由意見では早期解決を望む声が多く、その他の意見としては、「国民主導の取り組みが必要」、「拉致被害者やその家族に対する、協力・支援が必要」などが寄せられています。

#### <課題>

2017（平成29）年4月には北朝鮮の担当大使による政府間合意そのものを破棄した旨の発言があるなど、拉致問題の解決がさらに遠ざかるのではないかと強く懸念されます。被害者家族の高齢化は一刻の猶予もなく、2019（平成31）年2月には拉致被害者家族会と救う会は、初めて朝鮮労働党委員長あてに「全拉致被害者の即時一時帰国を決断してほしい」とする共同メッセージを発信したが、未だ帰国は実現していません。

時間が経つにつれ、市民、特に若年層の関心が低くなり、拉致問題が風化してしまうおそれも懸念されます。

#### <施策の方向性>

<p>この問題は国家間の問題ですが、<u>本市</u>は拉致問題解決のため国の施策推進に協力するとともに、あらゆる機会を通じ早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組んでいきます。同時に、市内の韓国・朝鮮籍<u>住民</u>がいわれなき差別や排斥を受けることのないよう、「人権文化」を育み、定着させるために配慮が必要です。</p> <p>また、拉致被害者が帰国した際に、本人や家族を地域全体で受け入れ、支えながら、安心して暮らせる環境づくりが必要です。</p>	<p>この問題は国家間の問題ですが、<u>新潟市</u>は拉致問題解決のため国の施策推進に協力するとともに、あらゆる機会を通じ市民啓発に努めるとともに、早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組んでいきます。同時に、<u>北朝鮮当局による国家の犯罪であることから</u>、市内の韓国・朝鮮籍<u>市民</u>がいわれなき差別や排斥を受けることのないよう配慮が必要です。</p> <p>また、拉致被害者が帰国した際に、本人や家族を地域全体で受け入れ、支えながら、安心して暮らせる環境づくりが必要です。</p>	
---	--	--

## 9 インターネットによる人権侵害

コンピューター技術はめざましい発展をつづけ、我が国のインターネット利用人口は2013（平成25）年末で約10,044万人に達し、毎年増加傾向であり、現在は広く普及している状況にあります。この急速に普及したインターネットの利用は、ホームページやブログを開設して不特定多数の世界の人々に情報を発信することができ、この情報を市民は仕事や家庭で活用し生活を豊かにしています。

電子メールやメールマガジン・メーリングリスト（※16）は、早く安く情報を相手に伝えることができ、しかも画像や音楽などのデータを添付して送ることもできますが、誹謗中傷のメールが送られてきたり、わいせつな画像などを売り込むダileyクトメール、ねずみ講まがいの勧誘メールもあります。

電子掲示板やツイッターは、誰でも情報の書き込みができるため、自由に意見を交わすことができますが、匿名で書き込みができることから表現が攻撃的・暴力的になりやすく、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現もあります。

これらのインターネットを利用した方法は、市民の表現手段を拡大させていますが、自由を逸脱して相手の名誉を傷つけたり、子どもたちに起きているネットいじめ、ヘイトスピーチ（※17）の助長、個人情報が掲載されるなど人権問題が増加

## 10 インターネットによる人権侵害

### ＜現状＞

インターネットの普及によりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、その匿名性を悪用し、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシー情報の無断掲載、差別的な書き込み、インターネット上のいじめなど、人権やプライバシーの侵害に関わる問題が生じています。特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動や部落差別等の同和問題に関して差別を助長するような内容の書き込みがされることもあります。近年では、スマートフォンやツイッター（Twitter）、ライン（LINE）などのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）利用者の拡大に伴い、人権やプライバシーの侵害に関わる問題がより身近になってきており、インターネットを利用する市民一人ひとりの人権意識を高めていく必要があります。

そのため、2000（平成12）年以降、「不正アクセス行為の禁止に関する法律（不正アクセス禁止法）」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」などさまざまな法律が整備され、法務局や警察による相談や防止のための取り組みが行われています。しかし、いったんインターネットに流れた誹謗中

しています。

そのため、2000（平成12）年以降、「不正アクセス禁止法」、「プロバイダ責任制限法」などさまざまな法律が制定され、法務局や警察による相談や防止のための取組が行われています。しかし、いったんインターネットに流れた誹謗中傷や悪意により公開された個人情報など問題のある情報は、これを完全に削除・中断することや情報発信者の特定は難しく、有効な問題解決手段は見つかりません。

今回調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、前回調査に比べ「インターネット上のもの」との回答率が2割から4割に増加し、特に40歳代で6割、30歳で5割と、関心が高い結果となっています。今回調査では、新たに「インターネットの利用に関して人権侵害だと思うこと」、「インターネット上の人権侵害を防ぐために必要なこと」の設問を設けた結果、人権侵害と思うことでは、「差別的表現など人権を侵害する情報掲載」が7割、「子ども同士の中傷書き込みや仲間はずれをする場になっている」が6割、「犯罪を誘発する場となっている」が5割の回答で、「人権侵害を防ぐために必要なこと」に対しては、「違法な情報発信者に対する監視や取り締まり強化」が7割、「情報の提供停止や削除などに関する法的規制の強化」が6割の回答となりました。

傷や悪意により公開された個人情報などは、これを完全に削除・中断することや情報発信者の特定は難しく、有効な問題解決手段は見つかりません。

平成30年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、平成25年調査同様、「インターネット上のもの」との回答率が4割と高く、特に10歳代で6割、20・30・40歳代で5割と、若い世代を中心に関心が高い結果となっています。「インターネットの利用に関して人権上問題と思うこと」に対しては、「差別的表現など人権を侵害する情報掲載」が7割、「子ども同士の中傷書き込みや仲間はずれをする場になっている」が6割、「犯罪を誘発する場となっている」が4割の回答でした。また、「人権侵害を防ぐために必要なこと」に対しては、「違法な情報発信者に対する監視や取り締まり強化」、「情報の提供停止や削除などに関する法的規制の強化」がそれぞれ6割の回答となりました。

＜施策の方向＞

<p>これらの状況を踏まえ、これからも表現の自由やプライバシー（※18）、個人の名誉などに関して正しく理解を深めてもらい、インターネットから発信する内容について自己責任を持って正しく使ってもらうため人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害の事実を確認した場合または相談を受けた場合は、法務局や警察などへの通報・相談を促すなど、関係機関との連携に努めます。また学校においては、コンピューターやインターネットを中心に情報活用能力の育成とともに、情報モラルの向上をめざした教育の充実に努めます。</p>	<p>これからも表現の自由やプライバシー（※18）、個人の名誉などに関して正しく理解を深めてもらい、インターネットから発信する内容について自己責任において正しく使ってもらうため人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害の事実を確認した場合または相談を受けた場合は、法務局や警察などへの通報・相談を促すなど、関係機関との連携に努めます。また学校においては、コンピューターやインターネットを中心に情報活用能力の育成とともに、情報モラルの向上を目指した教育の充実に努めます。</p>	
---	--	--

(さまざまな人権問題から移動)  
(性的マイノリティ (※19, ※20))

近年、多様な性（L G B T (※21)）を生きる人たちの存在が少しずつ社会の中で認識され始めてきました。

からだの性（生物学的な性）とこころの性（性の自己意識）が一致しないために社会生活に支障がある人（性同一性障害（※22））や、性的意識の対象が異性（異性愛）、同性（同性愛）、両性（両性愛）のいずれかに向かう性的指向があるなかで同性愛者や両性愛者など性的マイノリティ（性的少数者）に対する理解は十分ではなく、偏見や差別されることがあります。

11 L G B T 等性的マイノリティ (※19, ※20)

<現状>

近年、L G B T (※21)などの性的マイノリティについてはマスコミで多く取り上げられ、人権問題として広く認知されるようになってきました。

恋愛・性愛対象となる性別（性的指向）が同性に向かう同性愛や両方の性別に向かう両性愛、からだの性（生物学的な性）とこころの性（性自認）に違和感を持つ人（トランスジェンダー）に対する理解は十分ではないため、偏見や差別を恐れ、生きづらさを抱えています。

国連においては、国連人権高等弁務官事務所を中心に、同性愛者や性同一性障害者に対する暴力と差別の問題に関する認識を高め、世界各地でL G B Tの人々の権利尊重をさらに推進するための広報キャンペーンを行っています。

法務省は、「主な人権課題」として掲げる17項目の中に「性的指向」、「性同一性障害者」の2項目があり、同省の人権擁護機関では、これらの人々の人権擁護を図るために、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

新潟市では、性的マイノリティ支援事業として講演会の開催などによる市民への啓発、電話相談による当事者やご家族などへの支援を行っています。また、市職員向けにも研修を行い、理解を深

	<p>めています。</p> <p>平成30年調査において新たに設問を設け、初めて市民意識調査を行いました。「L G B T等性的少数者の人権守るために必要なこと」に対し、「学校現場における理解の促進」の回答の割合が最も高く、3割半ばとなっています。次いで「職場における理解の促進」、「相談・支援体制の充実」が3割、「わからない」、「法令の制定や制度の見直し」、「啓発・広報活動の推進」の回答が2割台となっています。</p> <p>＜課題＞</p> <p>性的マイノリティについては、まだ社会において正しい認識が十分でないため、当事者やその家族が、周囲の人々の誤解や無理解によって差別を受けたり、何気ない言葉や態度に傷つけられたりしています。</p> <p>また、当事者やその家族が、性的マイノリティに関する正しい知識や相談窓口などの情報を得る機会が少ないとにより、性のあり方について悩み、誰にも相談できない状況にあります。</p> <p>＜施策の方向性＞</p> <p>性的マイノリティに関する正しい認識を広げ、当事者やその家族が差別や偏見を受けることなく、誰もがその人らしさを尊重される社会づくりを進める必要があります。</p>
--	---

## 10 さまざまな人権問題

### (日本人拉致問題)

北朝鮮による日本人拉致は犯罪行為であり、かつ国家による許されない人権侵害であることから、国において2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。

この問題は国家間の問題ですが、本市は拉致問題解決のため国の施策推進に協力するとともに、あらゆる機会を通じ早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組んでいきます。同時に、市内の韓国・朝鮮籍住民がいわれなき差別や排斥を受けることのないよう、「人権文化」を育み、定着させるために配慮が必要です。

また、拉致被害者が帰国した際に、本人や家族を地域全体で受け入れ、支えながら、安心して暮らせる環境づくりが必要です。

### (ホームレス)

さまざまな理由で公園や路上、架橋の下などで日常生活を営んでいるホームレスは、自立の意思や就労意欲がありながら失業状態にある人や、病気などにより医療や福祉などの支援を必要としている人もいます。

## 12 さまざまな人権問題

### (単独項目9に移動)

### (ホームレス)

さまざまな理由で公園や路上、架橋の下などで日常生活を営んでいるホームレスは、自立の意思や就労意欲がありながら失業状態にある人や、病気などにより医療や福祉などの支援を必要としている人もいます。

ホームレス自立支援施策については、2002（平成14）年施行の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、国において基本方針が策定され、国及び地方公共団体において

<p>ホームレスは、怠け者や落伍者であるとの偏見や差別意識により、嫌がらせや暴行を受ける事件が発生していることから、ホームレスの早期発見と自立に向けた適切な支援を行うためには、<u>ホームレスへの偏見や差別意識が解消するよう啓発活動を推進することが必要です。</u></p> <p><b>(犯罪被害者など)</b></p> <p>犯罪被害者とその家族などは、生命や財産を奪われる、傷害を負わされるという被害に加え、精神的被害を負っているにもかかわらず、捜査や公判などの過程で過度の負担を負い、時には精神的な二次的被害を受けています。さらには周囲の好</p>	<p>は、当該目標に関する総合的又は地域の実情に応じた施策の策定及び実施が責務とされ、総合的に施策が講じられています。</p> <p>また、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、「生活困窮者自立支援法」が2015（平成27）年から施行されています。</p> <p>新潟市では、「生活困窮者自立支援法」に基づき、失業・病気・人間関係など様々な理由で困りごとを抱え、経済的に困窮している方に対して、状況に応じた支援を行っています。自立に向けた人的な支援が中心となっている制度で、この中の一時生活支援事業により、ホームレス支援に継続的に取り組んでいます。</p> <p>ホームレスは、怠け者や落伍者であるとの偏見や差別意識により、嫌がらせや暴行を受ける事件が発生していることから、ホームレスの早期発見と自立に向けた適切な支援を行うためには<u>その偏見や差別意識が解消するよう啓発活動を推進することが必要です。</u></p> <p><b>(犯罪被害者など)</b></p> <p>犯罪被害者とその家族などは、生命や財産を奪われる、傷害を負わされるという被害に加え、周囲の人の無理解や配慮に欠けた言動、不特定な他者からの偏見や誹謗中傷、報道機関の過剰取材等により、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等</p>
--	---

<p>奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や過剰な報道など、副次的な被害に苦しめられる場合もあります。</p>	<p>の二次被害に苦しめられる場合もあります。</p>	
<p>そのため、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」として、2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。</p>	<p>そのため、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」として、2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。</p>	
<p>犯罪被害者などが平穏な生活を回復するには、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることが必要です。</p>	<p>犯罪被害者などが受けた被害の回復及び軽減が図られるためには、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることが必要です。</p>	
<p>(刑を終えて出所した人)</p> <p>刑を終えて出所した人やその家族に対しては根強い偏見があり、社会復帰の基礎となる住居の確保や就職が困難など、さまざまな差別的な扱いを受けている場合もあります。</p>	<p>(刑を終えて出所した人)</p> <p>刑を終えて出所した人やその家族に対しては根強い偏見があり、社会復帰の基礎となる住居の確保や就職などで、さまざまな差別的な扱いを受けている場合もあります。</p>	
<p>刑を終えて出所した人の社会復帰には、本人の強い更生意欲が必要なことはもちろんですが、地域社会があたたかく迎え入れる土壤づくりが必要です。</p>	<p>2016（平成28）年に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」の成立を受け、国、地方公共団体、民間の連携をさらに進めるため、国は再犯防止推進計画を策定しました。</p> <p>新潟市では、保護司会の運営する「更生保護サポートセンター」の開設や、「社会を明るくする運動」に協力してきました。</p> <p>刑を終えて出所した人の社会復帰には、本人の強い更生意欲が必要なことはもちろんですが、地域社会があたたかく迎え入れる土壤づくりが必要です。</p>	

<p>関係機関と連携し、また国で主催する「社会を明るくする運動」への協力を図りながら、刑を終えて出所した人が適切に処遇されることにより再犯を防ぎ、自立し更生することを助けることで、個人と公共の福祉を増進するという更生保護思想の普及に努めます。</p> <p><b>(性的マイノリティ (※19, ※20))</b></p> <p>近年、多様な性（L G B T (※21)）を生きる人たちの存在が少しずつ社会の中で認識され始めてきました。</p> <p>からだの性（生物学的な性）とこころの性（性の自己意識）が一致しないために社会生活に支障がある人（性同一性障害 (※22)）や、性的意識の対象が異性（異性愛）、同性（同性愛）、両性（両性愛）のいずれかに向かう性的指向があるなかで同性愛者や両性愛者など性的マイノリティ（性的少数者）に対する理解は十分ではなく、偏見や差別されることがあります。</p> <p>家族や学校、地域や職場で、多様な性を生きることへの理解を深め尊重し、生きやすい社会をつくることが必要です。</p> <p><b>(個人情報)</b></p> <p><u>役所</u>や企業が保有している大量の個人情報の流出、個人情報の不正取得、インターネット掲示板への個人情報の書き込み、公共物への落書きなど人権侵害につながる個人情報の問題が発生してい</p>	<p>関係機関と連携し、また国で主催する「社会を明るくする運動」への協力を図りながら、刑を終えて出所した人が適切に処遇されることにより再犯を防ぎ、自立し更生することを助けることで、個人と公共の福祉を増進するという更生保護思想の普及に努めます。</p> <p><b>(単独項目 11に移動)</b></p> <p><b>(個人情報)</b></p> <p>行政や企業が保有している大量の個人情報の流出、個人情報の不正取得、インターネット掲示板への個人情報の書き込み、公共物への落書きなど人権侵害につながる個人情報の問題が発生してい</p>	
--	--	--

<p>ます。また、2013（平成25）年に、社会保障・税番号制度等を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定され、順次番号の利用が始まることから、今後ますます個人情報の取扱いに慎重さが求められます。</p>	<p>ます。また、2013（平成25）年に、社会保障・税番号制度等を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定され、マイナンバーの利活用が推進されていることから、今後ますます個人情報の取扱いに慎重さが求められます。</p>	
<p>個人情報の流出が人権侵害につながることを職員自らが自覚するとともに、個人情報の適正な取扱いについて市民に理解を深めてもらうことが必要です。</p>	<p>個人情報の流出が人権侵害につながることを職員自らが自覚するとともに、個人情報の適正な取扱いについて市民に理解を深めてもらうことが必要です。</p>	
<p><b>(職業差別)</b></p> <p>技術の進展や生活形態の変化に伴い新たな産業が生まれ、また昔ながらの職業も分業化が進むなど、職業の多様化が進んでいます。</p> <p>これらの職業に貴賤はないのですが、宗教的・歴史的な理由による偏見から特定の職業への社会的評価が低く、これらの職業への差別が根強く残っています。職業に区別なく働く人が等しく尊重される地域社会づくりが必要です。</p>	<p><b>(職業差別)</b></p> <p>技術の進展や生活形態の変化に伴い新たな産業が生まれ、また昔ながらの職業も分業化が進むなど、職業の多様化が進んでいます。</p> <p>これらの職業に貴賤はないのですが、宗教的・歴史的な理由による偏見から特定の職業への社会的評価が低く、これらの職業への差別が根強く残っています。<u>職業に区別なく働く一人ひとりの人权が等しく尊重され、偏見や差別を生み出さない社会づくりが必要です。</u></p>	<p><u>機会を捉え、関係機関と連携して、企業の公正な採用選考に向け周知・啓発を図ります。</u></p>
<p><b>(婚外子)</b></p> <p><u>婚外子（非嫡出子）は、婚姻関係のある両親から生まれなかつたという理由だけで差別意識が根強く残っています。</u></p>	<p><b>(全部削除)</b></p>	

非嫡出子の民法による法定相続分は嫡出子の2分の1という法定相続の問題については、2013（平成25）年に民法の一部改正により相続分が同等に改正されましたが、除籍した戸籍上の差別記載の問題は残ったままの状況にあります。

「人は生まれながらに平等である」ことから人権課題として正しく理解されることが必要であり、引き続き人権教育・啓発が必要です。

#### (その他)

そのほか、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や新潟県の「人権教育・啓発推進基本指針」で取り上げている「アイヌの人々」などさまざまな人権問題や「人身取引（トラフィッキング）」、「東日本大震災に起因する人権侵害」など新たに取り上げられている人権問題についても「すべての人の人権を尊重する」という視点に立ち人権教育・啓発を行います。

#### (その他)

そのほか、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や新潟県の「人権教育・啓発推進基本指針」で取り上げている「アイヌの人々」などさまざまな人権問題や「人身取引（トラフィッキング）」、「東日本大震災に起因する人権侵害」など新たに取り上げられている人権問題についても「すべての人の人権を尊重する」という視点に立ち人権教育・啓発を行います。

## 第5章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて

### **1 庁内推進体制の充実**

本計画に基づく人権教育・啓発施策を推進するため、全庁的に組織する「新潟市人権教育・啓発府内推進会議（以下「府内推進会議」という。）」の充実を図りながら、各部署で行われている計画・施策が人権尊重の視点から取り組まれるよう調整を行い、人権が尊重される社会の実現に努めます。

また、新たな人権問題や複数の部署に関する人権問題などに対して、迅速かつ適切に対応できるよう、府内の協力・連携を進めます。

### **2 関係機関や民間団体等との連携・協働**

すべての人の人権が尊重される社会を実現するには、市の人権にかかる施策だけでは限界があることから、市民一人ひとりの理解と協力とともに、関係機関や関係団体との連携・協働が必要です。

新潟地方法務局、新潟人権擁護委員協議会、新津人権擁護委員協議会、新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会（新潟県・新潟地方法務局・新潟県人権擁護委員連合会と本市で構成）と協働し、効率的かつ有効な啓発活動を進めるとともに、全国の政令指定都市や県内の市町村とのネットワークを活用し情報交換を行い、連携を進めます。

当事者団体や支援団体とは、意見や要望を聞いて人権相談・救済について連携を強化するほか、

## 第6章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて

### **1 庁内推進体制の充実**

本計画に基づく人権教育・啓発施策を推進するため、全庁的に組織する「新潟市人権教育・啓発府内推進会議（以下「府内推進会議」という。）」の充実を図りながら、各部署で行われている計画・施策が人権尊重の視点から取り組まれるよう調整を行い、人権が尊重される社会の実現に努めます。

また、新たな人権問題や複数の部署に関する人権問題などに対して、迅速かつ適切に対応できるよう、府内の協力・連携を進めます。

### **2 関係機関や民間団体等との連携・協働**

すべての人の人権が尊重される社会を実現するには、市の人権にかかる施策だけでは限界があることから、市民一人ひとりの理解と協力とともに、関係機関や関係団体との連携・協働が必要です。

新潟地方法務局、新潟人権擁護委員協議会、新津人権擁護委員協議会、新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会（新潟県・新潟地方法務局・新潟県人権擁護委員連合会と本市で構成）と協働し、効率的かつ有効な啓発活動を進めるとともに、全国の政令指定都市や県内の市町村とのネットワークを活用し情報交換を行い、連携を進めます。

当事者団体や支援団体とは、意見や要望を聞いて人権相談・救済について連携を強化するほか、

<p>講演会・講習会の講師依頼や情報交換、課題の把握など連携・協働を進めます。企業等へは、国・県など関係機関と連携しながら、人権教育・啓発の取組を働きかけるとともに、研修教材や情報提供などの支援を行い、効果的な教育・啓発が進められるよう連携に努めます。</p>	<p>講演会・講習会の講師依頼や情報交換、課題の把握など連携・協働を進めます。企業等へは、国・県など関係機関と連携しながら、人権教育・啓発の取り組みを働きかけるとともに、研修教材や情報提供などの支援を行い、効果的な教育・啓発が進められるよう連携に努めます。</p>	
<p><b>3 計画の評価と見直し</b></p> <p>人権を取り巻く国内外の動向や社会状況の変化に対応するため、本計画は、2019（平成31）年度を目標年次とします。</p> <p>本計画に基づく人権教育・啓発の施策や事業の進捗状況は、各部署で自己評価し、府内推進会議で検証したうえ、その施策や個別事業は市のホームページに掲載し積極的な情報公開を行い、市民からの意見や要望を聞きながら改善に努めます。</p> <p>また、本計画は、定期的に人権に関する市民意識調査を実施し、「人権が守られている」と「人権に関する関心」の回答が高まっているか注視しながら、総合的に検討・評価のうえ見直しを行います。</p> <p>計画の見直しにあたっては、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の職員、公募による市民等を委員として構成し設置している「新潟市人権教育・啓発推進委員会」を開催しながら進めていきます。</p>	<p><b>3 計画の評価</b></p> <p>(第1章3に移動)</p> <p>本計画に基づく人権教育・啓発の施策や事業の進捗状況は、各部署で自己評価し、府内推進会議及び外部の委員で構成する外部委員会等で検証したうえ、その施策や個別事業は市のホームページに掲載し積極的な情報公開を行い、市民からの意見や要望を聞きながら改善に努めます。</p> <p>また、本計画は、定期的に人権に関する市民意識調査を実施し、「人権が守られている」と「人権に関する関心」の回答が高まっているか注視しながら、総合的に検討・評価します。</p> <p>(第1章3に移動)</p>	